



報道関係者各位

**JASSO 日本学生支援機構  
緊急採用奨学金、減額返還・返還期限猶予、JASSO 支援金の受付について  
(平成 29 年台風第 18 号による災害)**

独立行政法人日本学生支援機構は、平成 29 年台風第 18 号による災害に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出および学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方からの JASSO 支援金の申請を下記のとおり受け付けます。

記

[災害救助法の適用地域]

【大分県】 佐伯市 (さいきし)、津久見市 (つくみし)

※上記は内閣府の第 1 報によるものです。

適用地域の追加等についてはホームページでご確認ください。

**1. 緊急採用奨学金の申込受付について**

(1) 対象者：本災害により家計が急変し、奨学金を希望する方。

(2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

(3) 奨学金の種類：第一種奨学金(無利息)、第二種奨学金(利息付)

[適用地域の準用]

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

**2. 減額返還・返還期限猶予の願出受付について**

(1) 対象者：本災害により奨学金の返還が困難となった方。

(2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する。

**3. JASSO 支援金の申請受付について**

(1) 対象者：本災害により学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方。

(2) 申請方法：在学している学校を通じて申し込む。

(3) 支給額：10 万円(返還不要)

※ 詳細についてはホームページでご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)

政策企画部 広報課 / 福本、種本

TEL : 03-6743-6011 FAX : 03-6743-6662

E-mail : kouhou@jasso.go.jp URL : http://www.jasso.go.jp/